

九戸一揆の一断面

菅野 文夫

はじめに

天正末年に糠部郡を舞台にして起こった九戸一揆については、これまでも多くの研究が言及しているところであり、その性格もおおむね解明されている。しかしながら、この事件の全容を通史的に叙述した論攷は、1961年に刊行された『岩手県史』を除いては、ほとんど見あたらないといえよう。

筆者は近年刊行された『二戸市史』で、この事件を時系列にしたがって論述する機会を得た^①。ただ、自治体史としてできるだけ平易で簡潔な叙述につとめたため、史料に即した論証という点で不十分な憾みがあった。本稿は、事件の性格を確認した上で、経過の細部にわたる検証を試みる。ただし紙幅の都合と筆者の力量不足により、一揆のはじまりと想定される天正18(1590)年冬から、豊臣政権による軍事行動が本格化する直前の翌年6月までをとりあげることとしたい。

1 一揆の性格

九戸一揆が天正18(1590)年7月にはじまる奥羽仕置への反撃であり、豊臣政権による新体制の強行に反対する一揆であることはいうまでもない^②。

この点を如実に物語るものとしてしばしば引かれるのが、天正19(1591)年3月17日付の南部信直書状と浅野忠政等書状である。ともに一揆の最中に一戸月館より出されたもので、上杉氏の家臣で出羽国仙北平賀郡大森城に在陣していた色部長真に宛てられている^③。信直の書状にある「郡中悉侍百性等共、京儀雖嫌申候心底候」との文言、あるいは浅野忠政書状の「郡中諸侍其外下々迄、京儀をきらい申内存候間」といったくだりが印象的である。この事件の本質が何よりも京儀、すなわち豊臣政権による支配への抵抗であるのは明らかである。

この点で、九戸一揆は葛西大崎、および和賀稗貫の一揆と同じ性格の事件であり、葛西氏・大崎氏の旧領に端を発した反豊臣の一揆が拡大したものといえよう。しかし、これと明確に異なる側面を有したことも見逃してはならない。

葛西・大崎氏の旧領は豊臣大名木村氏の所領となっており、したがって葛西大崎一揆は木村氏に対する反乱というかたちをとった。和賀稗貫一揆も同様で、和賀氏・稗貫氏の旧領は浅野長吉の管理下におかれ、実際には長吉の家臣が配置されており、一揆の攻撃対象となった。九戸一揆においては新来の領主である木村氏や浅野氏の役どころは、南部信直が負うことになる。戦国期以来この地を代表する南部氏が、一揆の脅威にさらされたのである。しかも一揆勢力には、九戸政実という強大な指導者がいた。

室町後期においては、糠部を中心とする地域を代表する領主といえば確かに三戸南部氏だった。しかし戦国期の三戸南部氏はこの地域の領主を家臣団に編成しきることができず、16世紀後半にいたっても諸領主の関係は「郡中」という中世的な領主間連合であったと考えられる⁶⁴⁾。しかもこの結びつきは、三戸南部氏と九戸氏という二大勢力の対抗関係を含み込んでおり、そのことがこの地域の戦国期政治史の基軸をなしていた。実力で九戸氏をはじめとする諸領主を家臣化することが不可能だった三戸南部氏は、天正10(1582)年に信直が家督を相続すると、急速に豊臣政権に接近する。豊臣政権の後援を得て大名化をはかったのであり、これは奥羽仕置の第一段階とされる秀吉の宇都宮での仕置に際して、信直が「南部内七郡」を安堵されることで形式的には完成する⁶⁵⁾。その結果、南部信直は当該地域での豊臣政権の唯一の体現者となり、逆に信直と対立する九戸政実反豊臣勢力の拠りどころとなるのである。

要するに、戦国期以来の領主間の対立、あるいは大名化にともなう矛盾が底流として存在する上に、反豊臣の一揆が起こったことになる。この点が九戸一揆が葛西大崎、和賀稗貫一揆よりも複雑で深刻な争乱に発展せざるを得なかった原因といえよう。

なお九戸一揆の呼称のほかに、九戸政実の乱などの表現が用いられることがある。概説書はもちろん、研究書などでも必ずしも統一されていないように見うけられる。

「政実の乱」といった呼称の嚆矢は、「南部根元記」だろう⁶⁶⁾。「根元記」に続く盛岡藩関係の近世の史書も大同小異の表現を用いるが、これは事件を“大名である信直に対する家臣九戸政実の反乱”と描いているからである。そしてこうした認識の起点は、信直をこの地域の唯一の大名に据えた豊臣政権の政策だろう。豊臣政権の立場からすれば糠部郡の諸領主は信直の家臣であるべきで、実際当時の文書ではそのように表現されている。奥羽仕置が一段落した天正18年9月13日、豊臣秀吉は和賀・稗貫の仕置を担当した浅野長吉に対して、「彼家中者共、対南部愚意申族於有之者、此度急度申付、以後迄之為能様ニ可仕候」と言い送っている⁶⁷⁾。「彼家中者共」のなかに信直に対して「愚意」を申すものがいれば断固たる処置をとれと命じているのだが、九戸政実らが念頭におかれていたことは間違いない⁶⁸⁾。このような豊臣政権の認識が、江戸時代にも引き継がれて盛岡藩の公式的歴史観となり、「根元記」などの記述を生み出したと想像される。

しかし現在の研究の段階からすれば、“政実の乱”のような呼称は、事態を正確にとらえようとする上で相応しいものではなかろう。天正末年の段階で政実らが信直家臣団に取りこまれていたとするのは、事実認識としては無理がある。それにもまして、こうした表現では反豊臣の一揆という重要な側面が欠落するおそれがある。また後述するように、信直自体も「郡中も一揆等令蜂起付而」といい、天正19年8月15日の伊達政宗宛築田詮泰書状⁶⁹⁾には、はっきりと「九戸一揆」の文言が用いられていた。この事件は当時においても九戸一揆と称されていたのである。これらを勘案すれば、九戸一揆と呼ぶのが妥当であろう。本稿でもこの呼称で統一することとしたい。

2 一揆の経過

葛西大崎一揆は10月16日にはじまったとされるが、これが和賀・稗貫郡に飛び火するのは、「南部根元記」によれば10月下旬である。

かかる所に葛西・大崎に一揆起り、水沢、岩屋堂、気仙、東山所々に居たる上衆不発没落

に及けるに、和賀稗貫へも内通しければ、和賀の本領主多田又次郎・稗貫孫次郎・根子内蔵、何も一味同心して、鳥谷ヶ崎に籠り居たる浅野弾正が一族に浅野庄左衛門を打ちとらんと相議し、各勢を催しけり。(中略)天正十八年十月廿三日鳥谷ヶ崎へ寄せ集り、三方より攻寄る。城中には小勢也、思もよらぬ事なれば以の外に驚けり、されども所は究竟の要害なれば、寄手も左右なく攻入らず、両方互に追つまくつ日夜のせり合止む時なし。されどもたやすく可落共みへざれば、一揆共攻あくんで手をかへ品を替へて攻扱らんとす、城中は只討死と思切て居たりければ、爰をせんど、防ぎける。

これによれば、10月23日に和賀・稗貫氏の旧臣が鳥谷ヶ崎を包囲し、ここを守っていた浅野長政家臣勝左衛門忠政⁽¹¹⁾らは窮地に立たされたという。

この「根元記」の記載はおおむね信頼できよう。10月24日に南部信直は、岩谷堂城主江刺重恒に書状を遣わしているが、その内容は「根元記」の記述と符合している⁽¹²⁾。

「家風中一揆にて候へハ、無御存知候共、世間之つもりハ左様ニ有間敷候、則御迷惑ニ成候間、爰元急度江刺へ御意見可然候」とある。重恒自信は関与してはなくても、「世間之つもり」＝豊臣政権はそのようには理解せず、手をこまねていては重恒自身が窮地に立たされるだろうと、というのである。信直が江刺氏に一揆の沈静化を強く要求したことが窺われる。また「某も明日和賀へ罷下り、和稗一揆共相静候」とあって、信直自身も和賀・稗貫の一揆鎮圧のためのため和賀方面へ出陣することを述べている。前日に鳥谷ヶ崎城が包囲されたことを、すでに聞き知っていたのかもしれない。

ただし信直が実際に和賀・稗貫郡の一揆地帯に到着したのは、もう少し遅れたようである。「根元記」には、

南部大膳大夫信直公は三戸にて此由聞王ひ、此度鳥谷ヶ崎を救はずば後日の御尋晴れ難し、いざ後巻をせんと、御留主居には北尾張守・東藤斎・南少弼を被指置、其勢五百余騎夜を日に継て打給へば同十一月七日に鳥谷ヶ崎に着玉ひて、

とあって、信直の鳥谷ヶ崎到着を11月7日のこととする。信直は激戦の末一揆軍を退却させ、鳥谷ヶ崎城を守る浅野忠政ら浅野氏の家臣を救出し、彼らをともなって糠部郡三戸に引き退いた。信直の軍勢では和賀稗貫一揆を鎮圧することは到底不可能であり、一揆勢がいつまた鳥谷ヶ崎に「此末寄来らんも難計」(「根元記」というありさまだった。

毛越寺文書11月8日南部信直書状は、このとき稗貫郡に在陣中の信直より旧葛西領磐井郡平泉の毛越寺(円隆寺)に宛てられた書状である。「両度御注進、大慶令存候」とあり、一揆の状況が毛越寺より信直のもとに一再ならず報告されていたことが読みとれる。

ともかくも以上から、10月下旬に和賀稗貫一揆が勃発し、10月23日に一揆勢が鳥谷ヶ崎城を包囲、11月7日に信直は鳥谷ヶ崎到着し浅野忠政らを救出してそのまま三戸へ帰還したことが確認されよう。

こうしてはじまった一揆は、翌年6月頃まで半年以上も続く。

一揆の長期化の背景には、周知のように伊達政宗による一揆の後援がある。政宗の関与は当時においても懸念されるところだった。前掲10月24日江刺重恒宛書状で信直は、「伊達天下へ逆心被申候者、不及是非候、無左様候て、伊達自会津人数打走候を、即時葛西・大崎可罷出候」と述べている。政宗が豊臣政権に「逆心」をもっているなら手のうちようがないが、そうでないならば伊達と会津(蒲生氏郷)よりの軍勢によって葛西・大崎一揆はすぐに鎮圧されるだろう、というのが当時の信直の観測だった。まさに伊達は「天下へ逆心」をもっていたがために、

奥州の一揆は豊臣政権の本格的な再仕置にいたるまで続くのである。

さて本稿の主題である九戸一揆のはじまりをいつとすべきか。信直の鳥谷ヶ崎出陣以降翌年2月末まで、この地域の一揆の模様を伝える史料はほとんどない。他方、「根元記」などは、政実らの挙兵を年が明けた天正19年とする。

「根元記」の「九戸叛逆之事」は、天正19（1591）年正月に家中の諸氏が三戸城に登城して年頭の儀式を行った際、九戸政実が病氣と称して参上しなかったことを述べ、その後3月13日に、九戸政実が一戸城を、榊引は苦米地城を、七戸は伝法寺の3つの城を襲撃したことを記し、これを一揆のはじまりとする。「奥南旧指録」をはじめとして他の史書も大同小異だが、八戸南部氏（近世の盛岡藩家臣八戸氏）の家伝である「八戸家伝記」⁽¹³⁾は、これと別の逸話を載せる。すなわち、2月はじめより九戸政実が榊引清長、七戸家国らと「結徒党、取籠各己等之居桶」で信直を挑発しており、これへの反撃として2月24日に八戸政栄は信直に呼応して榊引の居館のある八幡村を襲撃したと記す。なお、『史料綜覧』は「八戸家伝記」に拠って、「九戸政実、南部信直を恨み、榊引清長らを誘いて乱を起す。八戸政栄、信直に応じて、この日、清長の城を襲う」との綱文を立てている。

「根元記」の記載についていえば、正月の記事は近世の盛岡藩体制下での年頭儀礼がこの段階で行われていたことを前提とするもので、いささか疑問が残る。「八戸家伝記」も含めてこれらの史書は、すでに述べた通り、九戸一揆を政実の信直に対する反乱という側面のみでとらえており、葛西大崎、和賀稗貫の一揆と関連づけて論じているわけではない。したがって一揆の開始時期を近世の史書から検討するのは、適当でなかろう。

2月28日付で、南部信直と、鳥谷ヶ崎で信直に救出されて三戸に待避した浅野忠政らは、色部長真に書状を宛てて糠部郡の事態を説明している⁽¹⁴⁾。これにたいして長真はすぐに返書を送った模様で、長真の返書自体は残されていないが、その返書を受けて再度出された書状が、本節の冒頭に紹介した3月17日付の南部信直書状と浅野忠政等書状である。

いささか冗長になるが、2月28日の二つの書状の全文を掲げよう（下線は引用者）。

（貼紙）「四、南部信直書状、南部家中興ノ祖」

以上

雖末申通候、令啓達候、(a) 仍而旧冬以来其表ニ御在陣之由、誠以御苦勞奉察候、頓而以飛脚可令申之所、郡中も一揆等令蜂起付而、菟角延引非本意候、(b) 至当春も、同名共ニ三人令逆心、廿里・卅里之間、毎日掛合体ニ候、就中、京都之御人数被差下之由、必定ニ候哉、此表程遠御座候故、慥不相聞候、御様子委示預候者、可為本望候、猶使者可申入候条、不能再三候、恐々謹言、

二月廿八日 南部大膳大夫信直（花押）

色部殿参御陣所

色部長真が前年冬より仙北平賀郡大森城に在陣していたことは、前節でふれた通りである。下線部 (a) はその労をねぎらい、早速飛脚を遣わして挨拶すべきであったが「郡中も一揆等」が蜂起したため挨拶がこれまで遅れてしまったことを述べる。そして (b) で、「当春」、すなわち天正19年春になっても「同名共ニ三人」の「逆心」によって「廿里・卅里之間、毎日掛合体」という戦乱の様相を伝えている。「同名共」が九戸政実や榊引清長らであることはいうまでもないが、この書状の文脈では、彼らの「逆心」は郡中の「一揆」の延長であり、そもそもは「当春」以前にはじまっていたと読むのが自然だろう。

浅野忠政等の書状も見てみよう。

(張紙)「三 浅野忠政等書状 浅野長政重臣」

難未申通候令啓入候、(c) 仍而浅野弾正為代官去年稗貫ニ被残置候処ニ、一揆令蜂起、籠城候刻、南部殿被出御馬、一揆等被追掃候、依然御伴申三戸へ先退候、(d) 就其当郡侍衆有逆意、糠部中錯乱之事に候、南部殿天下江御奉公候を、当地之衆何も京儀嫌被申、如此之姿に候、弾正二本松に越年ニ付而、当春も爰元へ被及音信候、此表之儀、上衆有御加勢、御仕置可被仰付之旨ニ候、然者其口へも、御人数被差下之由、其間候、爰許遠路之故、慥成義不相聞候条、御様子具示預候者、可為恐悦候、(e) 此表之体、自上急度無御助勢候者、南部殿御身上、可被及御難儀姿ニ候条、内々其御分別所仰候、委者使者ニ申含候、恐々謹言、

二月廿八日 浅野勝左衛門尉
忠政 (花押)
伴喜左衛門尉
資綱 (花押)
福井勘大夫
忠重 (花押)
後藤小平次
吉宗 (花押)

色辺殿 (長真) 参

まず下線部 (c) で、浅野長吉の代官として稗貫に残留したが一揆に包囲され、信直に救出されて三戸に避難したことを述べ、ついで (d) で「当郡侍衆有逆意」り、「糠部中錯乱」という有様であることを記す。その原因を、「南部殿 (信直) が天下 (豊臣政権) に奉公しているが、「当地之衆」はいずれも京儀を嫌っているため”であると、あからさま述べているのは興味深い。しかもこれは、(e) に上衆 = 豊臣勢の援軍がなければ「南部殿御身上」、すなわち信直の地位も難儀に及ぶだろうと、事態の深刻さを伝えている。まさに九戸一揆のもっとも高揚した時期の様相を伝えるものだろう。それはともかくとしてここでも和賀稗貫一揆と九戸一揆 = 「糠部中錯乱」は連続したものと表現されていることに注目しなくてはならない。本書では信直書状ほどに時間的な推移は明瞭ではないが、それでも九戸一揆が和賀稗貫一揆とほぼ同時に起こっていたと解釈することができよう。

もっとも、だからといって「根元記」や「八戸家伝記」の記載を虚構と考えるべきではなからう。それはそれとして尊重すべき伝承である。むしろこれらが伝える合戦の時期と、糠部から色部氏に宛てられた書状の日付が近いことに留意すべきかもしれない。「八戸家伝記」にいう八戸政栄の櫛引領出陣は2月24日だが、色部氏宛の最初の書状はその直後である。2回目の書状は、「根元記」などが記す3月13日の政実側の総攻撃の直後にあたる。これはたんなる偶然ではなからう。近世の史書が伝える合戦はおおむね事実であり、「糠部中錯乱」の具体的な内容だったと考えるべきだろう。

3 一揆の広がりとは豊臣政権の動向

九戸一揆がもっとも大きな広がりをしめたのは、信直が色部長真に書状を送った2月から3

月のことであったと想像される。「根元記」や「奥南旧指録」には、信直の軍勢催促に応じて一揆鎮圧のために馳せ参じた領内の領主50余名の名が記されている。これらは、

- A 北・東・南・石亀・毛馬内・楯山氏などの一門
- B 桜庭・下田・奥瀬・岩間氏ら譜代の家臣
- C 一戸惣左衛門・葛巻覚右衛門・野田掃部助ら中規模の領主
- D 八戸南部氏

に大別できる。このうちCに分類した一戸・葛巻・野田氏の場合でも、一族がこぞって信直に従ったわけではない。一戸氏については系譜の混乱がはなはだしく分明ではないが、野田氏の場合、野田掃部助直親（はじめ政親）は信直に従ったものの、その弟角蔵親正、弥右衛門親清はともに九戸政実に加担している⁽¹⁵⁾。葛巻氏の場合は葛巻覚右衛門直茂の兄で父河内信祐の嫡子掃部亮政祐が九戸政実の女を娶っていたため、政実よりの誘いが頻々とあったらしいが、信祐・政祐父子はこれを拒否し、政祐は妻を離縁して信直にしたがったと伝える。しかしそれでも政祐の弟直祐は政実にしたがったらしく、また系譜関係は不詳だが「九戸軍談記」の九戸城籠城者のなかに「葛巻多中」なる人物の名も見え、一族をあげて信直側というわけではなかった⁽¹⁶⁾。

この段階で信直のもとに馳せ参じたのは、Dの八戸南部氏を除けば、おしなべて16世紀前半より三戸南部氏の大名化にともなって家臣団に編成されてきた武士たちである。一言でいえば三戸南部氏の家中＝直属家臣団でしかない。奥羽仕置によって信直はもはや三戸南部氏の家督というだけでなく、この地域唯一の大名と認められ、郡内の諸氏はすべてその軍勢催促に応じなければならなかったはずである。しかし有力領主のうちで信直のもとに馳せ参じたのは、以前からの同盟者で早々に信直へ臣従した八戸氏だけだった。「南部内七郡」の主は、結局かつての三戸南部氏と八戸南部氏の軍勢しか動員できなかったのである。

しかも、久慈備前守ら久慈氏の主流、鹿角郡の有力者大里・大湯氏、さらに遠野保の領主遠野孫三郎、大迫左近らが政実方を支持して続々と信直に反抗する態度をとったらしい。信直は志和・岩手郡の諸氏にも軍勢催促したが、馳せ参じるものはいなかったという。彼らは志和御所斯波氏の旧臣である。天正16年（1588）の御所滅亡の際には、信直に内通したものが多かったが、もともとそれほど忠誠心があるわけではない。冷静に状況を推し量っていたのだろう。当時志和郡にあって信直の外交を担当していたのは、斯波氏の旧臣築田詮泰だったが、一族の築田甚兵衛などは政実方に奔っている。

南部領内の然るべき領主は、豊臣政権の手先となった信直に冷淡な態度を示すか、そうでなければはっきりと叛旗を翻したのである。さらに「根元記」などは政実が「大崎没落の後その欠け落ちものを召し抱え」たと伝える。大崎氏旧臣にかぎらず、葛西・和賀・稗貫氏の旧臣で豊臣政権に不満を持つ武士たちが政実を頼って二戸に集まるようなこともあったろう。

普通、九戸の乱の参加者というと9月4日の九戸城落城の段階での籠城者が想起される。しかしこれはあくまでも最終段階のものであることを見逃してはならない。一揆がもっとも高揚したこの段階での参加者は、信直の軍勢をはるかに凌ぐものだったに相違ない。

葛西大崎、和賀稗貫一揆と連動して、糠部でもこのような状況だった。現在の宮城県北部より、岩手県全域、青森県東部に及ぶ広大な地域が、ほぼ半年の間一揆の勢力下におかれたことになる。史上まれな規模であり、奥羽中世の終焉を飾るに相応しい事件であった。

信直がこの段階で事態を打開するためにどのような対策を講じたのか、「根元記」などの史

書もほとんど見るべき記載はない。ただ4月16日付、及び5月18日付の野田氏宛信直書状が現存しており、当時の状況を垣間見ることができる⁽¹⁷⁾。ともに宛所に「野田殿」とあり、これは野田掃部直親に比定されることがあるが、おそらくはその父薩摩守政義だろう。前者では「久慈御請合候て、小軽米ニ馬たてられ、御かせき頼入候」「久慈殿相談候て、急度御はたらき尤たるへく候」と、久慈氏ともに久慈から政実の本拠である二戸をむすぶ交通の要衝小軽米の警固を依頼している。久慈氏一族は嫡流が政実と行動をともにしており、本書にいう「久慈殿」が誰をさすのかなお検討が必要だが、海岸部との連絡を遮断しようとの信直の意図が窺えよう。また「閉伊口御調任入候」と閉伊方面の工作を依頼しているのも同様の意図によるものだろう。5月18日付信直書状もほぼ同趣旨で、「小軽米之番、久慈之次を堪、十五日被成候て預へく候」と、久慈氏と交代で小軽米の警固にあたるよう要請している、

なお、野田氏に宛てたような書状を、信直は多くの領内武士に送り、さまざまな軍事行動を命じ、あるいは懇願していたと思われるが、それらはほとんど残されていない。このこと自体、興味ある問題であり、今後の検討がまたれるところである。

このように領内の武士に軍勢催促を行った信直だが、圧倒的な一揆勢優勢のもとで、これがどれだけ功を奏したかは疑問である。事態を打開する唯一の手段は豊臣軍の下向を求めることであり、それは信直自身が誰よりも痛感していたことだろう。3月1日に、信直は最初の使者として宮永左月を派遣している。5月18日付野田氏宛信直書状に、「左月三月一日ニ京都へつかひ候、五月三日ニ罷下候」とあり、3月1日に三戸をたった左月は、2ヶ月後の5月3日に帰還したことがわかる⁽¹⁸⁾。

宮永左月は、実名吉玄。加賀国の武士で、加賀に入部した前田利家の家臣となった。天正17(1589)年に内堀四郎兵衛頼式とともに利家の使者として三戸に下り、そのまま信直の家臣となったという⁽¹⁹⁾。天正17年といえば、信直が利家を通じて上洛許可の朱印状を下された年だが、おそらく左月は内堀頼式とともにこの朱印状を運ぶ使者として利家より遣わされたものだろう⁽²⁰⁾。左月の上洛ルートは必ずしも明らかではないが、三戸への帰還の際には酒田を通過していることは5月18日書状にみえ、元前田氏家臣らしく出羽国より北国經由の上洛ルートをとったものと想定される。とすれば、前掲の2月28日付の二つの書状を仙北平賀郡の色部長真にもたらしたのは、まさしくこの左月で、彼こそが糠部の状況をはじめ豊臣政権に伝えた使者であった。

前後して第二の使者が、今度は奥大道を二本松に向かって出発した。3月10日に信直が江刺郡の口内氏に宛てた書状には「二本松へ飛脚ニ有溪申仕候、其許、路次堅固ニ被ニ仰付可給候」とあり、有溪なる僧侶を使者に派遣したことが述べられ、路次の安全を口内氏に依頼している⁽²¹⁾。二本松には浅野長吉が駐在しており、事態を伝えるための使者であったことは想像に難くない。これへの返書が4月14日付東直義宛浅野長吉書状だろう⁽²²⁾。東氏は三戸南部氏一族の名門で直義は信直の重臣だが、この書状には「九戸・櫛引、逆心之由、無是非次第二候」、「然所其方、対南部大膳大夫殿、御馳走之由尤候」と長吉が一揆の状況を理解していることがうかがわれる。同時に「然ハ津軽・仙北口よりハ北国之御人数被出、葛西・大崎表へハ家康・中納言殿、可被成御働由候」、「其間之儀、今少之事二候条、弥々南部殿へ御馳走専用候」と、遠からず一揆鎮圧のため豊臣軍が北上することが記されていた。これが東直義のもとに届けられ、さらに信直の目に触れたのがいつのことだか定かではないが、本書を目にした信直さぞかし安堵したことだろう。

三戸よりの第三の使者は大がかりなものであった。信直の嫡子九郎（彦九郎）利直の上洛である。前掲川嶋氏所蔵4月16日信直書状に、「九郎十三日ニ立申候、今日山をこし申へく候」とあって、4月13日に仙北をめざして三戸をたつたことが記されている。やはり前掲の同文書5月18日付信直書状からは、京から三戸に帰る途中の宮永左月と出羽国酒田で行き会ったことがみえ、さらに同文書5月29日信直書状には「九郎上候ニ、越後府内にてあひ候商人下候」とあって越後府内も経由したことが確認できる。「根元記」には、4月17日に利直は信直の股肱の臣ともいべき北信愛とともに三戸を出発し、「仙北より北国へ懸り、信濃路へ出て玉ひ、木曾路を経て登り給ふ」とある。17日は13日の誤りだが、上洛ルートはこれらの川嶋氏所蔵文書にある通りで、北信愛の動向も事実だろう。なお一行に同行した人物を「根元記」は浅野長吉家臣浅野重吉とし、「奥南旧指録」は「浅野庄左衛門」とする。7月17日の浅野長吉書状によれば、浅野勝左衛門忠政はこのときすでに長吉のもとに戻っているため、「奥南旧指録」の記載が正しい⁽²³⁾。稗貫郡鳥谷ヶ崎より糠部に待避していた浅野忠政は、このとき利直一向とともに上洛し、さらに二本松の長吉のもとに赴いたのだろう。

利直一向が京都に到着したのは「南部根元記」によれば5月18日だが、これは川嶋氏所蔵文書6月27日信直書状によって訂正することができる。同書状には、「五月廿八日ニ罷上、九日ニ御前へ被召出候、鷹十三、馬二疋、御太刀進上申候、一段御懇無申斗候」とあって、5月28日に京都に到着し、翌月9日に秀吉の御前に召され、鷹、馬、太刀などを献上したことがわかる。一揆の状況を報告するのが第一の目的であることはいまでもないが、信直嫡子の利直としては、秀吉への正式なお目見えを果たす絶好の機会でもあった。この席で利直は、一揆鎮圧のために豊臣軍が再度下向することを聞かされたに違いない。

むすびにかえて 一天正19年6月一

天正19年の6月ごろ、陸奥北部の一揆地帯は転機を迎える。葛西・大崎一揆の秘かな後援者であった伊達政宗は、これより前の閏正月末に尾張国清洲で秀吉に引見し、翌月秀吉とともに入京した。秀吉は一揆の責任をとりあえずは木村吉清にあるとしてその所領を収公し、これを政宗に与えた。政宗は国替えのうえ、新たに所領となったこの地域の一揆を平定するのを余儀なくされたのである。このときすでに秀吉の腹のうちでは、再度軍勢を奥州に下向させ、大規模な仕置を取行することが決定されていたらしい。南部利直が秀吉に謁見した6月9日には、この方針がほぼ確定していたと思われる。

6月15日、浅野長吉は二本松より八戸政宗と東直義に書状を送り、豊臣軍下向の日程を伝えている⁽²⁴⁾。末尾に「南部殿へも此通申入候」とあるが、信直宛の書状は現存していない。両通ともに同文で、「家康・中納言様七月上旬ニ被成御出馬之由候、羽柴忠三八、昨十四日至二本松下着被申候、政宗事ハ昨日長井を打立、葛西大崎面へ出勢に候」とあって、徳川家康と中納言豊臣秀次を指揮官とする軍勢が7月上旬に出陣する予定であること、蒲生氏郷は6月14日に二本松に到着し、伊達政宗も葛西大崎一揆鎮圧のため同日に長井を出陣したことが記されている。そして「我等事、頓而可相勤候間、其表江可入合候、然者九戸事、皆々被申合、急度被成敗候て尤候」と、浅野も近々糠部方面に出陣する予定で、九戸一揆鎮圧の体制が着々と進んでいることを述べる。

6月20日に、秀吉より正式に「奥州奥郡御仕置」が諸大名に通達された。総大将徳川家康・

豊臣秀次のもと、伊達政宗・蒲生氏郷が二本松方面より北上するとともに、佐竹義重および岩城・相馬・宇都宮氏が相馬方面より進軍、さらに北陸方面からは上杉景勝・大谷吉継の軍勢が下向するという、前年の奥羽仕置にも劣らぬ布陣だった¹²⁵⁾。その目的のひとつは面従腹背を続ける伊達氏を完全に屈服させることだったとされるが、糠部にまで及んだ広大な一揆地帯の制圧も大きな意味をもっていた。秀吉の命令は津軽為信にも朱印状をもって伝えられたが、そこには「奥州奥郡為御仕置、江戸大納言、尾張中納言、越後宰相、其外被遣御人数候」、¹²⁶⁾「然は南部家中企逆意族可加成敗候旨、被仰出候条、大谷刑部少輔申次第、其万事可相動候也」とある。九戸政実のもとに馳せ集まった一揆の武士たちは、豊臣政権からは“南部家中逆意を企つる族”とみなされ、「成敗」の対象であった。

こうした情報が糠部の南部信直のもとに届いたのは、6月末のことだろう。前掲川島氏所蔵文書6月27日信直書状は、事態の好転に歓喜している信直のようすを垣間見ることができる。冒頭に「夕部自都夫下候」とあって、利直の秀吉への謁見の報がこのときもたらされたことがわかる。またこの日に志和郡経由で、豊臣秀次麾下の軍勢の下向も伝えられたらしい。「中納言様御下之事も、はや、伊達をしいたさ大崎一篇にて、さぬま一城之最中せめられ候由、只今しハより音信候」とある。豊臣軍の北上に先んじて、伊達政宗が葛西大崎一揆鎮圧に出陣したことも記されている。

これ以降、旬日をおかず豊臣軍や伊達政宗の動きが三戸に伝えられた。信直もまた、これをただちに領内の武士に宣伝したらしい。先に述べたように、残念ながら家臣宛の信直書状は野田氏に宛てたものしか残されていないが、7月12日書状では

伊達殿大崎さぬませめおとされ候て、一揆五六千被切候、其以前二宮崎之城落候、両所にて一万ハかりなて切候、伊達しゆも千計死候由申候、政宗かさい登米に在陣にて候、平泉へ一日路にて、はや、伊沢辺へ可被下候、弾正殿・飛騨□十日に御出と申候、

と、伊達政宗の佐沼城攻略などが詳細に記され、浅野長吉・蒲生氏郷の出陣日程なども報じられている¹²⁷⁾。7月22日書状でも、「上衆平泉迄御下候」と豊臣勢の平泉到着を伝える。この書状は「飛脚御こし候」の文言ではじまっており、三戸への飛脚到着直後に出されたものであることが窺われる¹²⁸⁾。一揆に共感しつつも豊臣軍の動向を注視している領主たちに即座に情報を伝達することが、信直にとっては最良の対抗手段であったのだろう。

実際、この信直の宣伝は確実に奏効した。「根元記」には、「去程に、上方より九戸討手の大勢はせ向ふと風聞しければ、日頃両端をいだし、或は九戸へ志を通ける輩、後難を恐れて、皆々信直の御味方に参りけり」とあるが、事実を伝えたものだろう。この頃伊達政宗が、信直と政実との和平の斡旋を試みて支倉与市常長を使者として岩手郡まで派遣したことが明らかにされている¹²⁹⁾。このことを豊臣政権に報告した8月7日付の浅野正勝の書状には、「彼所伊達殿為扱、使者被指越、大略佗言申、九の閉伊一人城を相抱在之儀候」とあって、糠部でなお豊臣に反抗しているのは「九の閉伊」=九戸政実ひとりであると述べられている¹³⁰⁾。この書状は伊達政宗の功績を過大に述べたものであり、実際には政宗の使者は志和郡を守る信直の家臣築田氏に体よく追い払われ、和平交渉などは糠部では一顧だにされなかった¹³¹⁾。しかしこの頃政実のもとから多くの領主が離れていったことは事実だろう。蒲生氏郷、浅野長吉等の豊臣軍は9月1日に糠部に進軍するが、一揆軍との主だった戦闘は9月1日の根曾利・姉帯城の合戦と、翌日からの九戸城攻防戦に過ぎない。天正19年6月末の段階で、陸奥北部を揺るがせた九戸一揆はすでに終息にむかっていたといえるのかもしれない。

注

- (1) 二戸市史編さん委員会編，2000年6月。
- (2) 藤木久志「中世奥羽の終末」，大石直正・小林清治編『中世奥羽の世界』，1978年4月，東京大学出版会，など。
- (3) 「反町氏所蔵色部文書」年欠3月17日南部信直書状，同浅野忠政等書状，ともに『新潟県史』資料編所収。
- (4) 拙稿「三戸南部氏と糠部「郡中」」，『岩手大学文化論叢』3輯49-61頁，1995年12月。
- (5) 渡辺信夫「天正18（1590）年の奥羽仕置について」，『東北大学日本文化研究所研究報告』別巻19集，1982年，など。
- (6) 「南部根元記」にもいくつかの写本があるが，本稿では，現在もっとも流布している『南部叢書』2所収のものを用いた。以下に「根元記」と略記する。
- (7) 「大坂城天守閣所蔵文書」10月7日浅野長吉宛秀吉朱印状。
- (8) 同様の表現は盛岡市中央公民館所蔵8月20日前田利家書状にも見られる。これは前年の天正17（1589）年8月に，上洛と秀吉への謁見を申し入れた信直への返書だが，「当秋中歟来春ハ，早速上様被進御馬，出羽奥州両口之御仕置，堅可被仰付旨御詫二候」と奥羽仕置が予告されているとともに，糠部については「御家中ニも叛逆之族有之由，粗其聞候」と九戸政実らの動向を豊臣政権が察知していたことがわかる。
- (9) 「伊達家文書」8月15日築田詮泰書状。
- (10) 「根元記」には庄左衛門とあるが，前掲色部文書所収の書状から勝左衛門が正しいことがわかる。
- (11) 『宝翰類聚乾』10月24日江刺殿宛南部信直書状案。
- (12) 鷲尾順敬編『南部家文書』（吉野朝史蹟調査会，1939年10月，所収）。
- (13) 「反町氏所蔵色部文書」，前掲『新潟県史』所収。
- (14) 前掲『参考諸家系図』第1巻・巻2。なお，「根元記」の姉帯・九戸城籠城者のなかに野田久兵衛・野田金五の名が見えるが，系譜関係は不明。
- (15) 前掲『参考諸家系図』第2巻・巻23。「九戸軍談記」（『南部叢書』所収）。
- (16) 川嶋亮太氏所蔵文書。
- (17) 川嶋亮太氏所蔵5月18日南部信直書状。
- (18) 前沢隆重他編『参考諸家系図』，国書刊行会，1985年2月，第2巻・巻32。
- (19) 天正17年，信直は前田利家を通じて秀吉に上洛を申請し，8月2日豊臣秀吉朱印状（盛岡市中央公民館所蔵）でこれを許されている。朱印状は8月20日前田利家書状（同館所蔵）とともに信直のもとにもたらされたが，この両通を持参したのが前田家家臣宮永左月と内堀頼式であることはおそらく間違いなからう。
- (20) 岩手県立図書館所蔵「宝翰類聚」所収3月10日南部信直書状写
- (21) 同「宝翰類聚」所収4月14日浅野直義書状写
- (22) 盛岡市中央公民館所蔵文書，7月17日浅野長吉書状。
- (23) 南部光徹氏所蔵文書6月15日浅野長吉書状，『岩手県史』3巻839頁所収6月15日浅野長吉書状写。
- (24) 伊達家文書同日付秀吉朱印状。
- (25) 津軽家文書，6月20日付秀吉朱印状。
- (26) 川嶋亮太氏所蔵文書。
- (27)

- (28) 川嶋亮太氏所蔵文書。
- (29) 小林清治「九戸一揆と伊達政宗」『福大史学』58号, 1994年11月。
- (30) 伊達家文書, 8月7日浅野正勝書状。
- (31) 伊達家文書, 8月15日築田詮泰書状。